

令和4年7月15日

お客さま各位

朝日信用金庫

「金融機関借入用約束手形」ご返済終了後のお取扱いについて

平素より朝日信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、これまで当金庫では、手形貸付の形態でお借入時にお客さまより当金庫へ差し入れていただきました「金融機関借入用約束手形」につきまして、ご返済によって契約終了（完済）となりました場合には、お客さまへご返却させていただいておりましたが、令和4年8月5日（金）以降に契約が終了した手形貸付からご返却せず、当金庫で10年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただき取り扱いに変更することとなりましたのでお知らせいたします。

また、契約終了後の金融機関借入用約束手形の返却をご希望される場合は、お手数ですが「取扱店」までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

※ご不明な点がございましたら「取扱店」までお問い合わせください。

※「金融機関借入用約束手形」に付随して差し入れていただきました「特定保証約定書」などの書類につきましても、同様の取り扱いとさせていただきます。

以上